

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示	ページ
○ 北九州市立老松球場における照明設備使用料の徴収事務の委託【建設局公園緑地部公園管理課】	1 2 0 2
○ 北九州市立萩ヶ丘球場における照明設備使用料の徴収事務の委託【建設局公園緑地部公園管理課】	1 2 0 3
○ 北九州市立岡田球場における照明設備使用料の徴収事務の委託【建設局公園緑地部公園管理課】	1 2 0 4
○ 北九州市立大池球場における照明設備使用料の徴収事務の委託【建設局公園緑地部公園管理課】	1 2 0 5
○ 平成25年度北九州市環境教育副読本の売払代金の収納事務の委託【環境局環境政策部環境学習課】	1 2 0 6
○ 北九州市立男女共同参画センター並びに北九州市立東部勤労婦人センター及び北九州市立西部勤労婦人センターにおける使用料及び物品貸付料の徴収事務並びに物品売払代金の収納事務の委託【子ども家庭局男女共同参画推進部男女共同参画推進課】	1 2 0 7
○ 路面復旧費徴収単価表の告示【建設局総務部管理課】	1 2 0 8
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】	1 2 2 3
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	1 2 2 4
○ 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	1 2 2 5
○ 公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更許可申請の要領【港湾空港局港営部港営課】	1 2 2 6
○ 区出納員の事務の委任【会計室】	1 2 2 9
○ 北九州市立文学館における物品売払代金の収納事務の委託【市民文化スポーツ局文学館】	1 2 3 7
◇ 上下水道局	
○ 水道料金等の収納事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】	1 2 3 8

◇ 病 院 局

- 特定調達契約の落札者の決定【病院局医療センター事務局管理課】 1 2 3 9

◇ 教育委員会

- 北九州市立もじ少年自然の家の指定管理者【子ども家庭局子ども家庭部青少年課】 1 2 4 0

北九州市告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立老松球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月30日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
朝日建物管理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区大門 二丁目1番8号	平成25年4月1日から 平成26年3月31日 まで

北九州市告示第188号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立萩ヶ丘球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社コナミスポーツ&ライフ	東京都品川区東品川四丁目10番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第189号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立岡田球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目11番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第190号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立大池球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目11番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第191号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、平成25年度北九州市環境教育副読本の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
タカミヤ・マリパー 里山を考える会共同事業体	北九州市八幡東区前田企業団地1番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第192号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立男女共同参画センター並びに北九州市立東部勤労婦人センター及び北九州市立西部勤労婦人センターにおける使用料及び物品貸付料の徴収事務並びに物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年4月30日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム	北九州市小倉北区大手町11番4号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第193号

北九州市道路占用規則（昭和38年北九州市規則第89号）第25条第3項の路面復旧費徴収単価表を次のように定め、平成25年5月1日以後道路の占用の許可を受けた者から適用する。

路面復旧費徴収単価表（平成24年北九州市告示第168号）は、廃止する。

平成25年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

平成 25 年 度

路 面 復 旧 費 徴 収 単 価 表

北 九 州 市

【はじめに】

本単価表は、北九州市道路占用規則第 25 条第 4 項に基づき告示するものである。

【北九州市道路占用規則抜粋】

(掘削及び埋戻しの方法)

第 24 条 掘削及び埋戻しの方法は、別表 2 の占用掘削工事の取扱標準によらなければならない。

(路面復旧費の徴収)

第 25 条 前条によって埋め戻した路面の復旧工事は、原則として市長が施行し、舗装道路については、その舗装に要する費用を、舗装しない道路については、相当期間逐次補修を施し、その路面が固定するまでに要する砂利敷の費用を占用者から徴収する。ただし、占用工事が第 20 条の規定による舗装先行工事に該当する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合及び復旧工事を占用者が施行した場合は、市長が行う検査に要する費用を占用者から徴収する。
- 3 前 2 項の規定により占用者が負担する復旧工事及び検査に要する費用の額は、「路面復旧費徴収単価表」により算出した額とする。
- 4 前項の「路面復旧費徴収単価表」は、告示する。

北九州市道路占用規則別表 2

占用掘削工事の取扱標準

第 1 掘削工事の目的、復旧方法、作業時間及び工事量の規模による区分

1 掘削工事の目的による区分

- (1) 掘削復旧工事 道路に地下埋設物を新設し、増設し、補修し、又は仮設するため生じた掘削部の復旧工事を行うことをいう。この復旧工事を仮復旧工事及び即時復旧工事に区別する。
- (2) 舗装先行工事 道路管理者の舗装工事に先行して占用掘削工事を行うことをいう。なお、仮復旧工事を行うことを原則とする。

2 掘削工事の復旧方法による区分

- (1) 即時復旧工事 占用掘削工事の埋戻しと同時に路面の復旧工事を行うことをいう。
- (2) 仮復旧工事 占用掘削工事の埋戻し完了後に構造基準に基づき仮設舗装を行う工事をいう。仮復旧工事は、原則として掘削申請者にて行うものとする。

3 掘削工事の作業時間による工事区分

- (1) 昼間工事 作業時間が 8 時から 17 時までの間に行う工事をいう。
- (2) 夜間工事 夜間に行う工事で 22 時から翌日の 6 時までの間に行う工事をいう。
- (3) 昼夜兼行工事 1 日を 2 交替制又は 3 交替制により継続して行う掘削工事をいう。

4 掘削工事の規模による区分

- (1) 大口工事 掘削工事の規模が、工事長 20 メートル以上で、かつ、復旧面積が 20 平方メートル以上のものをいう。
- (2) 小口工事 掘削工事の規模が、大口工事以外のものをいう。

(以下省略)

路面復旧費徴収単価表

1 大口工事

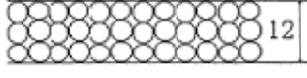
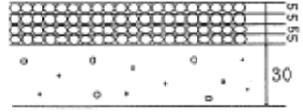
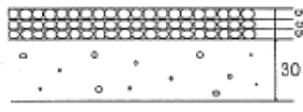
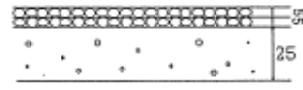
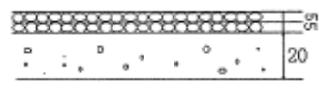
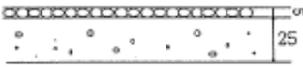
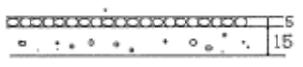
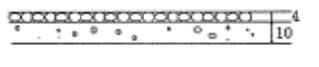
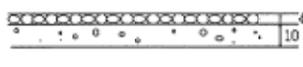
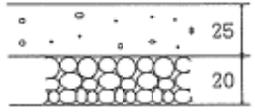
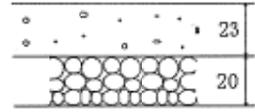
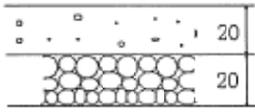
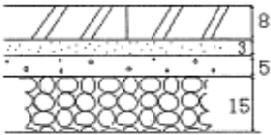
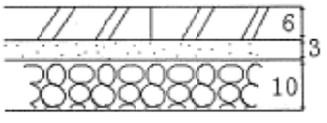
(1) 徴収単価

種別		仕上厚 (cm)	復旧面積 1㎡当たり 復旧単価 (円)	復旧面積 1㎡当たり 検査事務費 (円)
砂利道	GA	12.0	—	120
	GB	7.5	—	100
アスファルト コンクリート 舗装道	As 1	50.0	32,090	1,590
	" 2	45.0	26,610	1,320
	" 3	35.0	20,110	1,000
	" 4	30.0	19,080	950
	" 5	30.0	14,230	710
	" 6	20.0	11,020	550
	" 7	14.0	9,510	470
	" 8 (歩道)	14.0	8,090	400
セメント コンクリート 舗装道	Con 1	45.0	28,740	1,430
	" 2	43.0	27,790	1,380
	" 3	40.0	26,240	1,300
コンクリート ブロック道	C. B (車道)	31.0	24,420	1,210
	C. B (歩道)	19.0	16,860	840

注1 新設工事中（現道拡幅を含む）の道路及び舗装先行工事の場合、占有者から徴収する検査事務費は、掘削工事の規模にかかわらず、砂利道GAの項に定める額とする。

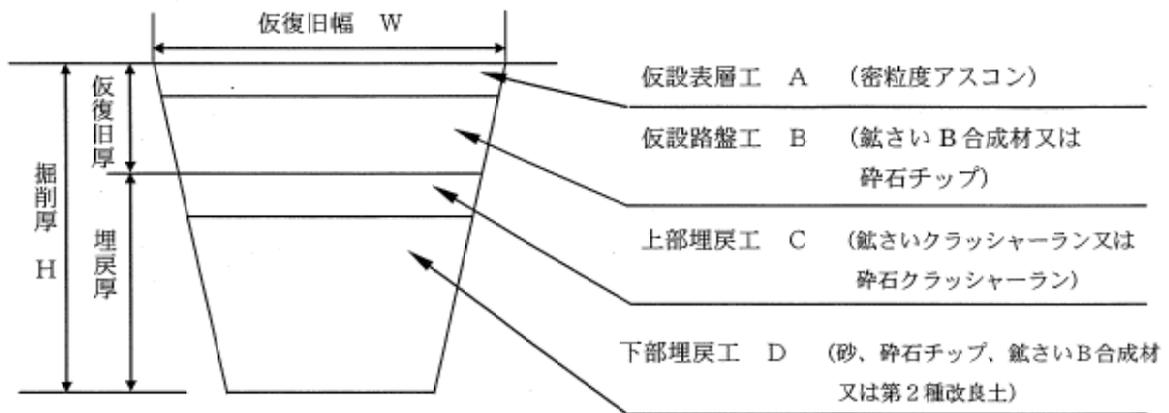
2 植樹帯の掘削工事の場合、占有者から徴収する検査事務費は、この表の砂利道のGAの項に定める額を徴収する。

(2) 路面復旧標準構造

種別	砂利道GA		砂利道GB		As 1	
工種	砂利厚 12.0cm		砂利厚 7.5cm		表層厚 5cm 中間層厚 5cm 中間層厚 5cm	基層厚 5cm 路盤厚 30cm
復旧構造						
種別	As 2		As 3		As 4	
工種	表層厚 5cm 中間層厚 5cm 基層厚 5cm	路盤厚 30cm	表層厚 5cm 基層厚 5cm	路盤厚 25cm	表層厚 5cm 基層厚 5cm	路盤厚 20cm
復旧構造						
種別	As 5		As 6		As 7	
工種	表層厚 5cm 路盤厚 25cm		表層厚 5cm 路盤厚 15cm		表層厚 4cm 路盤厚 10cm	
復旧構造						
種別	As 8 (歩道)		Con 1		Con 2	
工種	表層厚 4cm 路盤厚 10cm		コンクリート厚 25cm 路盤厚 20cm		コンクリート厚 23cm 路盤厚 20cm	
復旧構造						
種別	Con 3		C. B (車道)		C. B (歩道)	
工種	コンクリート厚 20cm 路盤厚 20cm		コンクリート厚 8cm 砂厚 3cm 粗粒度アスコン厚 5cm 路盤厚 15cm		コンクリート厚 6cm 砂厚 3cm 路盤厚 10cm	
復旧構造						

(3) 仮復旧の構造基準

ア 車道の基準



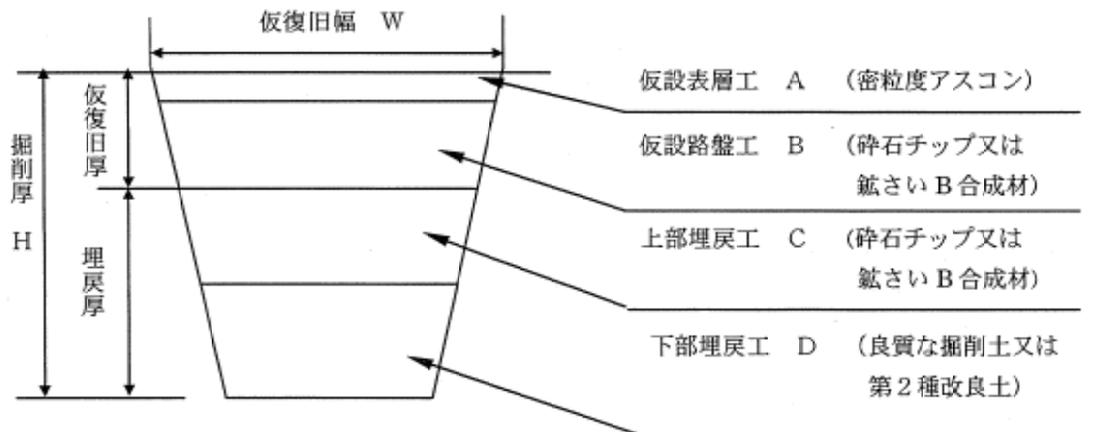
注) 第 2 種改良土とは独立行政法人土木研究所編著「建設発生土利用技術マニュアル (第 3 版)」の発生土利用基準による土質区分である。

各層厚の基準

(単位 c m)

種別	As 1	As 2	As 3	As 4	As 5	As 6	As 7	C. B
A	5	5	5	5	4	4	3	6
B	45	40	30	25	26	16	11	24
C	25	25	25	25	15	15	10	10
D	H-75	H-70	H-60	H-55	H-45	H-35	H-24	H-40

イ 歩道の基準



各層厚の基準 (単位 c m)

種別	As 8	C. B
A	3	6
B	11	13
C	10	10
D	H-24	H-29

2 小口工事

(1) 徴収単価

種 別		仕上厚 (cm)	復旧面積 1㎡当たり 検査事務費 (円)	備 考	
車 道	アスファルト舗装道	A 1	14.0	1,280	As 7
		A 2	19.0	1,570	As 3 As 4 As 5 As 6
		A 3	25.0	2,080	As 1 As 2 Con 1 Con 2 Con 3
	コンクリートブロック道	CB	31.0	1,310	C. B (車道)
歩 道	アスファルト舗装道	A 4	14.0	870	As 8
	コンクリートブロック道	CB	19.0	910	C. B (歩道)
砂 利 道	砂利道	G	10.0	80	

注1 電柱及び電話柱の占用に伴う掘削工事の場合、占用者から徴収する検査事務費は、種別及び面積にかかわらず、電柱又は電話柱1本当たり1,000円とする。

2 植樹帯の掘削工事の場合、占用者から徴収する検査事務費は、この表の砂利道の項に定める額を徴収する。

3 復旧面積が1箇所につき1㎡未満の掘削工事の場合、検査事務費は徴収しないものとする。

(2) 路面復旧標準構造

区分	種別	復旧構造
車道	アスファルト舗装道	<p>A 1</p>
		<p>A 2</p>
		<p>A 3</p>
	コンクリートブロック道	<p>CB</p>
歩道	アスファルト舗装道	<p>A 4</p>
	コンクリートブロック道	<p>CB</p>
砂利道	砂利道	<p>G</p>

3 路面復旧費徴収算定基準

(1) 工事の定義

大口工事とは、工事延長 20m 以上で、かつ、復旧面積が 20 m²以上のものとする。
小口工事とは、大口工事以外のものとする。

(2) 路面復旧費の額

掘削時の舗装構造及び砂利道等により復旧面積に徴収単価を乗じて得た金額とする。
ただし、電柱及び電話柱の占用に伴う路面復旧費は、2(1)の表の注1によるものとする。

(3) 路面復旧費の対象の除外

次に掲げる掘削工事については、路面復旧費を徴収しないものとする。

ア 国又は地方公共団体が一般会計をもって経理する事業及び特別会計をもって経理する事業のうち企業性格を有しないものに係るもの。

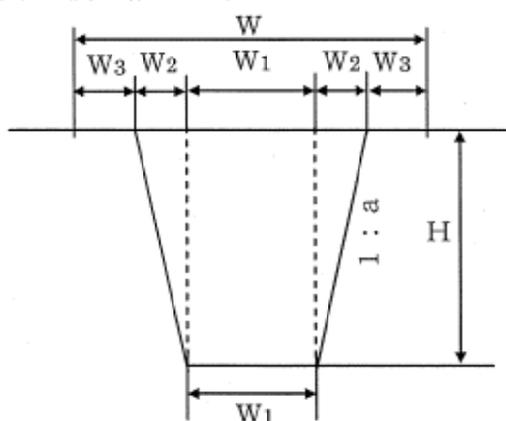
イ 復旧面積が1箇所につき 1 m²未満の掘削工事は、2(1)の表の注3によるものとする。ただし、道路管理システムに係るものは除く。

ウ 西日本高速道路株式会社、北九州市道路公社又は福岡北九州高速道路公社が設置する案内板（道路情報板を含む。）に関する掘削工事。

(4) 特殊舗装構造の取扱い

別途設計を行い、路面復旧費を算定するものとする。

(5) 復旧幅の基準



W_1 = 掘削底幅

W_2 = 掘削法幅 = $H \times a$

W_3 = 影響の片側幅 = $\frac{1}{2} (W_1 + 2W_2) \times 0.3$

(小口復旧の場合は、 $W_3=0$ とする。)

H = 掘削深さ

W = 復旧幅

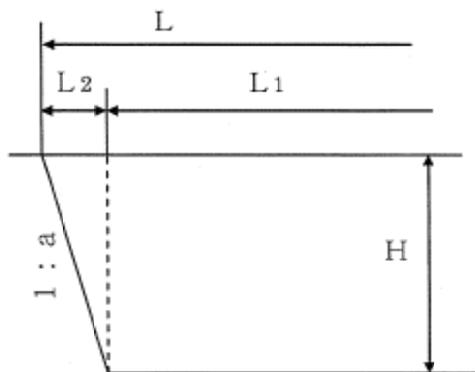
$a = 0.3$ を標準とする。

掘削幅 = $W_1 + 2W_2$

影響幅 = $2W_3$

復旧幅 = $W_1 + 2W_2 + 2W_3 = W$

(6) 復旧工事長の基準



L_1 = 掘削長

L_2 = 影響長 = $H \times a$

L = 復旧工事長

$a = 0.3$ を標準とする。

復旧工事長 = $L_1 + 2L_2 = L$

(7) 復旧面積の基準

掘削部分の復旧面積 = $A_1 = (W_1 + 2W_2) \times L_1$

影響部分の復旧面積 = $A_2 = A - A_1$

復旧面積 = $A = A_1 + A_2 = W \times L$

なお、舗装端より復旧端が 1.0m 未満の場合は、その区間の面積を影響断面とする。

(8) 増破を生じた場合の取扱い

復旧面積は、断面的及び平面的に整形された範囲の面積を復旧面積とする。

なお、掘削許可時における復旧面積を増破した場合は、路面復旧費を追加徴収するものとする。

(9) コンクリート舗装道における復旧面積

復旧幅の端から 1.5m の範囲内に舗装端若しくは目地又は復旧幅の端から 1.5m の範囲内に伸縮目地等があるため舗装が絶縁されるときは、その面積は影響面積とみなす。

図-1

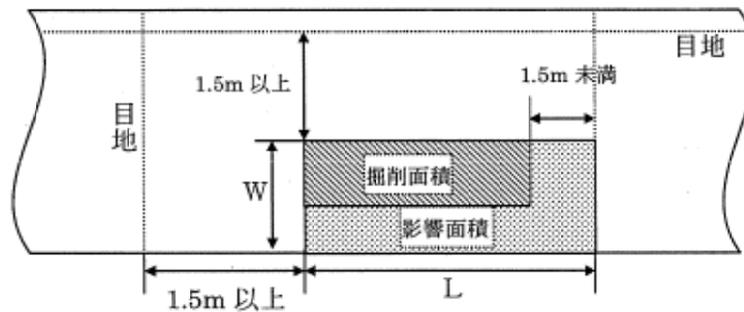
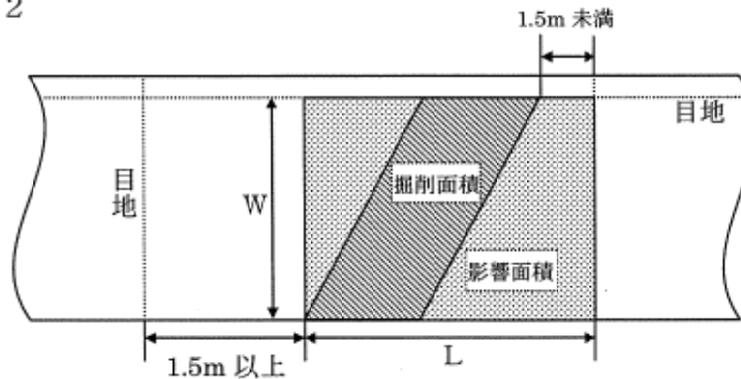
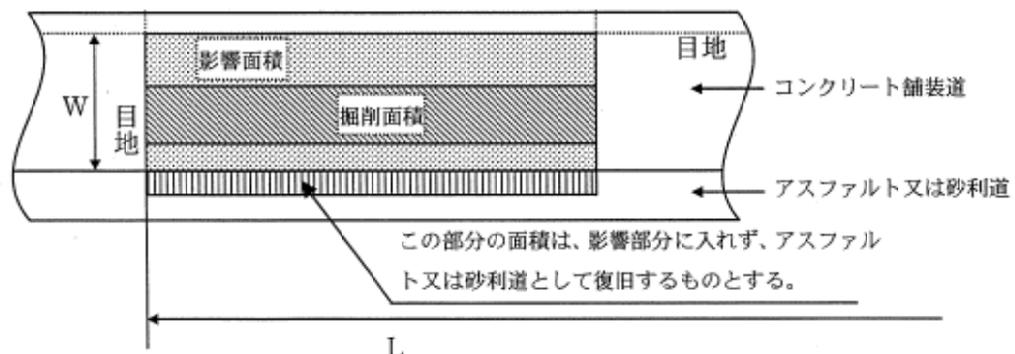


図-2



復旧面積 = A
 $A = W \times L$

図-3



(10) 復旧面積の積算上の基準

- ア 掘削部の工事長は、工種が異なるものがあるときには各工種ごとの工事長により、また同一路線内の工事であっても切断された部分については、その部分の工事長によるものとする。
- イ 復旧面積算出の基礎となる復旧幅及び工事長は、メートル以下小数点第2位止めとし、3位については切り捨てるものとする。
- ウ 復旧面積が、1箇所につき1.0 m²以上のものは、小数点以下1位で四捨五入して計算する。ただし、道路管理システムに係るもので1.0 m²未満のものは、1.0 m²とみなして計算する。
- また、1申請につき同一舗装種別の掘削が2箇所以上ある場合は、舗装種別ごとに復旧面積を合計し、端数計算する。
- エ 工事が国道、県道及び市道にまたがる場合においては、同一路線とみなして路面復旧費を算出する。ただし、国道、県道及び市道の工種が異なる場合は、アによる。

(11) 路面復旧費加算単価額

次の各表に掲げる路面復旧については、それぞれの表に定める割合による額を別途加算するものとする。

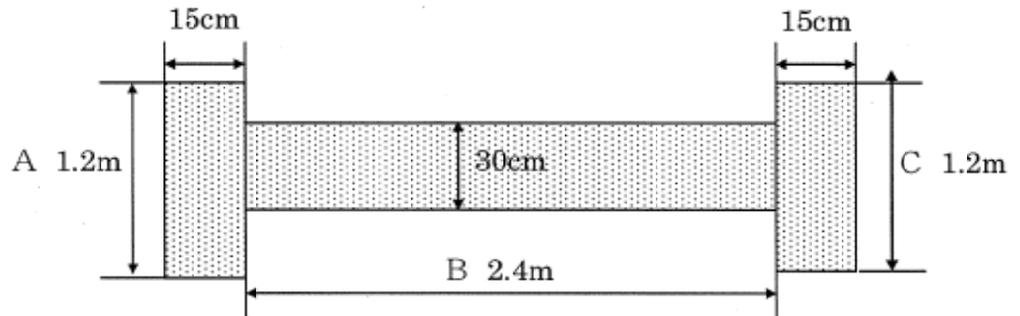
表-1

1 m当たり単価 (円)

種 別		W=15cm	W=20cm	W=30cm	W=45cm	
区 画 線	白色	実 線	840	1,030	1,600	-
		破 線	870	1,100	1,650	-
		横断線 ・ゼブラ	840	1,030	1,600	2,030
	黄色	実 線	840	1,030	1,600	-

注1 横断歩道、停止線及びゼブラの区画線については、この表の横断線・ゼブラの項に定める額を徴収する。

2 区画線の延長の小数点以下の処理については、線幅ごとに次により行う。
(計算例)



15cm 幅の延長

Aの延長 1.2m

Cの延長 1.2m

$1.2m + 1.2m = 2.4m$

端数を切り上げると 3m、延長は 3m となる。

30cm 幅の延長

Bの延長 2.4m

端数を切り上げると 3m、延長は 3m となる。

表-2

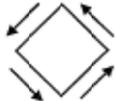
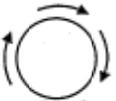
種別		形状 (画数)	色	1個当たり 単価 (円)	
矢印	直進		白	10,770	
	右左折		白	11,450	
	直進・右左折		白	15,210	
	右左折の方法 ・安全地帯等	対角 2m		白	34,200
		対角 4m			90,450
		直径 2m		白	40,520
直径 4m		110,970			
記号	転回禁止		黄	20,860	
			黄	16,240	
	終わり		白	24,960	
	横断歩道あり		白	28,210	
	前方優先道路		白	30,260	
文字	アラビア数字	30 40 50	白	32,660	
			黄	32,660	
	簡易な文字 (平仮名及びひらがなを含む。)	5画未満	白	7,350	
			黄	7,350	
	中程度の文字	5画以上 10画未満	白	13,850	
			黄	13,850	
	複雑な文字	10画以上	白	16,070	
			黄	16,070	
マーク	文マーク		白	93,190	
	自転車マーク		白	2,560	
	自転車放置禁止区域マーク		青、赤、白	18,830	

表-3

種別	規格		1個当たり 単価(円)
キャッツアイ	設置幅 15cm	片面	10,040
		両面	11,310
チャッターパー	設置幅 20cm	片面	20,370
		両面	22,590
	設置幅 30cm	片面	23,220
		両面	25,100

(12) 夜間及び昼夜間工事施工の割増率

路面復旧費に(11)の加算額を加算した合計額に下記の割増率を乗じて得た額を加算するものとする。

ア 夜間工事施工の場合 26パーセント増

イ 昼夜間工事施工の場合 15パーセント増

(13) 路面復旧費の徴収方法

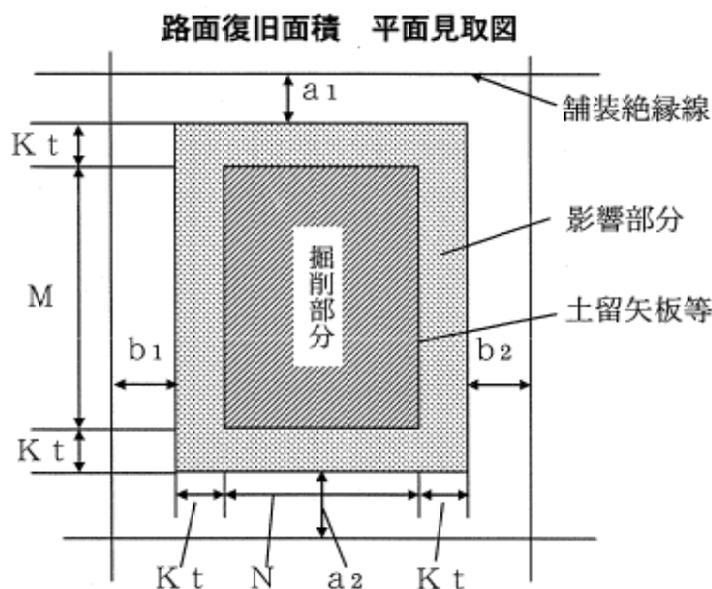
ア 掘削申請件数の少ない申請者については、許可決裁後納入通知書により路面復旧費を納入させ、領収書を確認して許可書を交付する。

イ 掘削申請件数の多い申請者(西日本電信電話(株)、九州電力(株)、西部ガス(株)、上下水道局)については、許可決裁後許可書のみを申請者に交付し、路面復旧費は、当月分を一括して翌月の一週間以内に納入通知書を発行し、納入通知書発行から20日以内に路面復旧費を納入させる。

4 特記事項

垂直掘り工法で道路を掘削するときは、次のとおり行うこととする。

- (1) 土留矢板等を施すことを原則とする。
- (2) 埋戻し工事施工時に計画線より増破した場合、道路管理者と協議を行い、影響線を決定する。
- (3) 即時復旧工事の場合、道路の舗装種別にかかわらず、影響部分の端から路側及び絶縁線までの舗装幅が1.2m未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算する。コンクリート舗装の復旧面積が影響部分の端から1.8m（歩道の場合は0.6m）の範囲内に舗装又は目地等で絶縁されている場合は、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。
- (4) 仮復旧工事の場合、徴収費用計算の基礎となる面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、影響部分の面積は次の算式によるものとする。



$$S = (M + 2Kt + a_1 + a_2) \times (N + 2Kt + b_1 + b_2) - M \cdot N$$

S 影響部分の面積

M 掘削部分の長さ

N 掘削部分の幅（最小掘削幅 0.6m）

t 掘削部分の路盤の厚さ

K セメントコンクリート舗装の場合にあつては 1.5、アスファルト舗装の場合にあつては 1.0

$a_1 \cdot a_2$ 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（目地、版端等をいう。以下同じ。）までの距離が 1.8m より多いときは 0 とする。

$b_1 \cdot b_2$ 道路の中心線と垂直の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離が 1.2m より多いときは 0 とする。

- (5) 最小掘削幅は車道部、歩道部とも 0.6m を標準とし、増幅の場合は 0.1m 単位とする。最小影響幅は 0.3m とする。